

令和7年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書  
15型以上

1 仕様

次の仕様を満たすもので、1機種（型番）で統一すること。

①	型式	Windows11に対応したノート型DOS/Vマシン
ハードウェア構成		
②	C P U	13世代以降Intel Corei5以上、または第5世代以降AMD Ryzen5 7400シリーズ以上であること。ただし、同等以上の性能を有するものは可とする。
③	メモリ	8GB以上であること。
④	記憶装置	SSD 256GB以上
⑤	光学ドライブ	有しないこと。
⑥	キーボード	日本語キーボード（JIS配列準拠）
⑦	マウス	マウス又はこれに代わるポインティングデバイスを有すること。
⑧	ディスプレイ	サイズは15型以上で、1366×768ドット（FWXGA）以上の解像度を有すること。 HDMI出力端子を有すること。
⑨	U S B等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・USB3.1(USB3.2Gen1)以上（Type C）USB PD(PCへの給電、DisplayPort1.4)対応のポート2個以上。</li> <li>・USB3.0以上（Type A）のポートを本体に3個以上。</li> <li>・HDMI出力端子が1個以上。</li> </ul> 上記ポートが同時接続可能であること。 （上記の仕様について、USBアダプタによる増設での対応を可能とするが、その場合は最大供給電流0.8A以上のUSBアダプタも合わせて納入すること。ただし、SDカード等の外部記憶媒体のインタフェースが備わっているUSBアダプタは禁止する。）
⑩	L A N対応	本体にネットワーク・コネクタ（1000BASE-T対応）を内蔵していること。 本体に無線LAN機能（IEEE802.11a/b/g/n/ac）及びBluetooth機能（5.0以降）を有すること。
⑪	サウンド	サウンド機能を有し、かつスピーカーを内蔵していること。
⑫	バッテリー	有すること。
⑬	省エネルギー対応	グリーン購入法適合商品であること。
⑭	耐久性	有寿命部品は、パソコンを通常使用した場合、1日8時間の使用で約5年間以上の耐久性を有する、またはMIL-STD810G以上に準拠したテストをクリアしたものであること。
⑮	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内蔵カメラ（解像度1,280×720以上）及び内蔵マイクを有すること。</li> <li>・本体にSDカード等外部記憶装置の機能が備わっている場合は、BIOS等で使用不可とするとともに、当該設定が変更できないようパスワード設定を行うこと（パスワードは納入するパソコン全て同一のものとする。また、パスワードはデジタル推進課から別途指定する）。</li> </ul>
ソフトウェア構成		
⑯	O S	Microsoft Windows 11 Pro（64ビット版）（バージョンは別途指定する。）

⑰	アプリケーション	<p>Microsoft Edge (Microsoft) (既定のブラウザに設定すること。)</p> <p>.NET Framework 3.5 (インストールのうえ有効化すること。)</p> <p>Adobe Acrobat Reader (Adobe)</p> <p>7-Zip</p> <p>※以下は、提供するソフトウェアをインストールすること。  ※接続するネットワークや所属ごと等にインストーラーが異なる場合がある。</p> <p>ウイルス対策ソフトウェア (箱納入のものを除く)</p> <p>IT資産管理システムに係るクライアントモジュール</p> <p>仮想デスクトップシステムに係る専用ソフトウェア</p> <p>テレワークシステムに係る専用ソフトウェア</p> <p>チャットソフトウェア及び証明書</p> <p>証明書 (各ネットワーク接続用)</p>
---	----------	--

## 2 納入条件

- (1) OS、Office及びAdobe Acrobat Reader並びにBIOSは、少なくとも令和7年6月18日時点における最新の状態にアップデートした上で納入すること。なお、Adobe AcrobatやAdobe Acrobat DC等を導入してReader機能を利用することは認めない。
- (2) ソフトウェアはインストールして納品することとし、オンライン認証が必要なソフトウェアについては、認証を行った上で納品すること。IPアドレス等県の指定する初期設定を行った後に納入するとともに、岡山県全庁共通システムに接続して動作を確認すること。  
(主な設定項目：DNS、IPアドレス、コンピュータ名、デフォルトゲートウェイ、サブネットマスク、スクリーンセーバー、タイムサーバー等)  
また、Windowsのユーザーアカウントは、別に示すとおりとすること。
- (3) Edgeの設定を行った上で納品すること。(主な設定項目：ホームページ、信頼済みサイト、ポップアップブロック等)
- (4) OS及びソフトウェア (ログオン、ネットワークドライブ、Edge等) のパスワード記憶機能を無効とすること。「共有の詳細設定」について、「ドメインネットワーク」の「ネットワーク探索」と「ファイルとプリンターの共有」のみをオンにして「プライベート・パブリックネットワーク」の項目はすべてオフにしておくこと。
- (5) システムの復元ができるように、「システムの保護」を有効にし、すべての設定完了後、復元ポイントを作成すること。
- (6) ソフトウェア  
本調達納入分の、ソフトウェアのボリュームライセンス以外の管理は使用する各課で行うため、納入するすべてのソフトウェア (あらかじめコンピュータに導入されているものを含む。) に係るマスターディスク (CD-ROM等) 及びマニュアル等ライセンスの保有を証明するすべての部材が添付された製品を納入すること。  
当該部材とライセンス及びインストール先のハードウェアとの関連がわかる資料 (別紙様式1) を提出すること。  
各種ソフトウェアのインストールのためにWindows Update等の更新頻度やレジストリ等を変更しても問題ないが、作業終了後に必ず設定を作業前の状態に戻すこと。(※別紙参照)
- (7) OSの再セットアップ用メディア (CD-ROM等) については、記憶装置内に再セットアップ機能を有する場合は不要とする。  
なお、再セットアップ用メディアを添付する場合は、外付けの光学ドライブから起動可能であること。
- (8) 受注者は、納入した製品が検収後1年以内において障害が発生した場合は、無償でオンサ

イト対応を行う（各種設定等の納品時状態への修復含む）ものとする。記憶装置の交換が必要な場合は、交換前の記憶装置を県に返却すること。

なお、職員が故意に製品を故障させた場合には、上記対応外とすること。

(9) 受注者は、県が指定した、DNS、IPアドレス、コンピュータ名、デフォルトゲートウェイ、サブネットマスク等の各パラメータ情報、Officeソフト、ウイルス対策ソフト（※）、クライアントモジュール、仮想デスクトップシステム、テレワークシステム及びチャットソフトウェアに係る専用ソフトウェアを複製することなく、物品納入後に県に返却すること。また秘密の保護には十分留意すること。

※県から提供を行った場合に限る（別紙参照）。

(10) 知事部局、県民局、地域事務所及び県出先事務所納入分については、納入後に県の指定するファイル（別紙様式1）へMACアドレス等必要項目を入力し提出すること。

(11) 受注者は、受注決定直後及び納入前にデジタル推進課担当者と打合せを行うこと。

(12) パソコン本体上面に、ハードウェア管理番号シール（デジタル推進課より提供）及びMSオフィスの種別、部材番号（デジタル推進課から指定）、納入年月、納入業者名を記載したシールを作成し添付すること。またソフトウェアの部材（インストールメディア等）にハードウェア管理番号シールを添付すること。

(13) 仕様を満たすため、純正部品を機能の優れる他社の部品に差し替えた場合など、部品に余剰が生じた場合には、当該部品も含めて納品を行うこと。（例：メモリの拡張）

(14) OSを含む各ソフトウェアのインストール及び納品については、各ソフトウェアの使用許諾契約に違反しないよう特に留意すること。なお、使用許諾契約で認められた場合を除き、いわゆるクローンを作成してインストールを行わないこと。

(15) この仕様書に記載のない事項又は疑義のある事項については、県と受注者が協議して解決するものとする。

## 令和7年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（知事部局）

## 1. ソフトウェアインストール後に確認する項目について

ソフトウェアインストール時にレジストリ等の値の変更を行うことは問題ないが、作業後に必ず以下に示す項目は「納品時」の設定にして納品すること。

項目・場所等（存在するもののみ変更・削除）	納品時
<ul style="list-style-type: none"> <li>• Registry.pol (C:\Windows\System32\GroupPolicy\Machine)</li> <li>(C:\Windows\System32\GroupPolicy\User)</li> </ul>	<p>何も書き込まれていない状態にすること。 (旧ポリシーを「Registry.old.pol」として残しておいて構わない)</p> 
<ul style="list-style-type: none"> <li>• BranchReadinessLevel</li> <li>• DeferFeatureUpdates</li> <li>• DeferFeatureUpdatesPeriodInDays</li> <li>• DeferQualityUpdates</li> <li>• DeferQualityUpdatesPeriodInDays</li> <li>(HKEY_LOCAL_MACHINE\SOFTWARE\Policies\Microsoft\Windows\WindowsUpdate)</li> </ul>	<p>左記の項目がレジストリに存在すれば値を削除すること。</p>

## 2. ウイルス対策ソフトウェアのインストールについて

本県指定のウイルス対策ソフトウェア（WithSecure）は、インストール時に本県が管理するネットワーク（ウイルス対策ソフトの管理サーバ）への接続が必須であることから、次のとおり対応すること。

## (1) 別紙様式1 接続要否欄で「変更」「新規」のもの

納品時に接続確認後、インストーラーを指定の庁内ホームページからダウンロードし、インストールを行うこと。

なお、インストール対象のパソコンに保存する場合で納品前に申し出があれば、本県から事前提供を行う。

## (2) 別紙様式1 接続要否欄で「接続不要」（箱納入）のもの

インストール不要だが、本県が契約後に提供する「事務連絡」を印刷し、文面が外側に来るように該当のパソコンに挟み、封入すること。